

下伊那地区用

インフルエンザと診断された場合は主治医に記入して頂き、登校時にこの用紙を持たせてください

保護者 様

学校保健安全法により、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となっています。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「登校許可証」を提出してください。この用紙は、医療機関で記入していただいでください。

飯田 OIDE 長姫高等学校（全日制）  
【TEL 22-7117(代表) 38-7121(全日制保健室)】

\*この用紙でなく、主治医発行の登校許可証でもかまいません。

## 登校許可証

飯田 O I D E 長姫高等学校 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

1 病名 : \_\_\_\_\_

2 登校停止期間 : \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

上記の生徒は、欠席・加療の結果、登校しても差し支えないので、登校を許可します。

(備考)

飯田 O I D E 長姫高等学校長 様

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

医師氏名 \_\_\_\_\_ 印